

トップ

防災・暮らし

健康・福祉

教育・文化
スポーツ

観光情報

市政情報

[トップ](#) [防災・暮らし](#) [ごみ・リサイクル・し尿](#) [補助金・奨励金](#)

不法投棄物等回収専用ごみ袋の交付について

[2019年1月30日] ID:4392

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



不法投棄物等回収専用ごみ袋について

地域の清掃活動による不法投棄物等の回収を行う場合や、ごみ集積場における排出者不明の違反ごみを処理する場合に、事前の申請により必要な枚数の「不法投棄物等回収専用ごみ袋」を交付します。

※当面の間は、平成26年9月まで青山支所管内で使用していた青山区域指定ごみ袋（緑色）の在庫を再利用し、その後、改めて専用のごみ袋を作成する予定です。現在利用できるサイズは、45リットル、30リットル、20リットル、10リットル、5リットルの5種類です。



* 旧青山区域指定ごみ袋

使用対象者

- 住民自治協議会や自治会
- ボランティア活動団体

申請方法

- 用途ごとに下記の申請書に必要事項を記入し、廃棄物対策課へ提出してください。申請内容を確認のうえ、必要枚数（10枚単位）を交付します。
- 専用ごみ袋の交付を受けて排出する場合は、処理手数料減免申請書の提出は不要とします。
- 個人での申請は受け付けておりません。必ず、住民自治協議会もしくは自治会、またはボランティア活動団体の代表者で申請してください。

不法投棄物等回収専用ごみ袋交付申請書

 [専用ごみ袋交付申請書（地域の清掃活動用）（サイズ：19.07KB）](#) [専用ごみ袋交付申請書（集積場不適正ごみ排出用）（サイズ：18.49KB）](#)

※専用ごみ袋の使用にあたっては、下記の「不法投棄物等回収専用ごみ袋の運用について」を必ずご覧ください。

不法投棄物等回収専用ごみ袋の運用について

 [不法投棄物等回収専用ごみ袋の運用について（サイズ：86.07KB）](#)

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。](#)

注意点

- 必ず分別する。

- ペットボトル、缶類は中身を空にする。
- スプレー缶は必ずガスを抜く。（ガスを抜く際は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で行ってください。）
- 地域の集積場へは出さないでください。
- 一般の家庭ごみの排出に使用しないでください。

お問い合わせ

伊賀市役所人権生活
環境部廃棄物対策課

電話：0595-20-
1050

ファックス：0595-
20-2575

電話番号のかけ間違いに
ご注意ください！———

 お問い合わせフォーム

[▲ ページの先頭へ戻る](#)

[RSS配信について](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトについて](#) [市役所案内（交通アクセス）](#) [各部署の所在地はこちらをご覧ください](#)



伊賀市役所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

電話（代表）：0595-22-9611 FAX：0595-24-2440

開庁時間：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前8時30分～午後5時15分 ※窓口の延長：開庁日の木曜日は証明窓口（戸籍住民課、課税課、収税課）を午後7時30分までご利用いただけます。

Copyright (C) Iga city All Rights Reserved.